

徳力本店のパラジウムお預かりサービス 『PIS』約款

第1条(適用範囲)

株式会社 徳力本店(以下「弊社」といいます)のパラジウムお預かりサービス「Palladim Investment Service」(以下「PIS」といいます)に関しては、本約款の定めるところによります。

第2条(定義)

PISとは、お客様が弊社にパラジウム地金(以下「地金」といいます)の寄託を希望した際に、第5条に定める弊社所定のお申込み手続き後、お客様が寄託者となって弊社と寄託委任契約(以下「本寄託契約」といいます)を締結し、弊社より地金を購入、または弊社に持込みされ、弊社がその地金を保管することをいいます。

第3条(サービス内容)

PISのサービス内容は以下の通りです。

1. 購入預入れ
お客様が弊社の店頭および電話で地金を購入し、同時にお預かりするサービスです。なお、預入れ地金単位は第11条の規定により、地金購入預入れは第12条の規定によるものとします。
2. 持込み預入れ
既にお客様が所有している地金をお預かりするサービスです。一定の条件を満たしていれば、地金ブランドは問わないものとします。なお、預入れ地金単位は第11条の規定により、地金持込み預入れは第14条の規定によるものとします。
3. 売却
お客様からお預かりした地金を売却するサービスです。なお、売却は第15条の規定によるものとします。

第4条(お申込み条件)

お客様がPISを利用されるためには弊社との間において本寄託契約を締結することを要し、また本寄託契約を締結するためには以下条件を満たしている必要があります。

1. 日本国内に在住し、満20歳以上であること。
2. ご利用金融機関が国内の金融機関であること。
3. お申込み者と口座名義人が同一であること。

第5条(お申込み)

お客様が本約款をご承認のうえPISにご加入を希望される場合、弊社所定の申込書に必要事項をご記入後、弊社にご提出し、以下に規定される全ての手数料等を支払うことにより、本寄託契約のお申込みをすることができます。

1. 店頭によるお申込み
 - ① PIS申込書
弊社店頭にて申込書をご提出される場合は、身分証明書をご提示していただきます。
 - ② 口座開設
お客様がPISをご利用する際には「口座開設」が必要となります。
 - ③ 入会金
PISにお申込みされたお客様は「入会金」をその場で現金にてお支払いいただきます。
 - ④ 配当ボーナスの選択
お客様がPISをご利用する際に、第18条の規定に定める「配当重量コース」か「配当金コース」を選択していただけます。
2. お電話によるお申込み
 - ① PIS申込書
郵送で弊社に申込書をご提出される場合は、身分証明書の控え(コピー)を添付していただきます。
 - ② 口座開設
お客様がPISをご利用する際には「口座開設」が必要となります。
 - ③ 入会金
PISにお申込みされたお客様は「入会金」を弊社指定銀行口座に電信扱いでお振込みしていただきます。
 - ④ 配当ボーナスの選択
お客様がPISをご利用する際に、第18条の規定に定める「配当重量コース」か「配当金コース」を選択していただけます。

第6条(お申込みの注意点)

1. 弊社は、お預入れ前にお客様が所有している地金を鑑定した結果、持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、またはその他弊社所定の資格審査要件等に満たない場合は、本寄託契約を締結できない場合があります。
2. 弊社は、お預入れ前にお客様が所有している地金が持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、店頭によるお申込みの際はその場でお返しいたします。電話によるお申込みの際は速やかにお客様のご住所宛てに発送いたします。

3. お申込み時にかかる送料、振込手数料はお客様負担とします。
4. お客様が地金を発送し、弊社の受領前に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。
5. 一旦納入された入会金および各種手数料はいかなる理由でも一切返金いたしません。

第7条(契約の成立および会員の登録)

第5条に定める入会金をお支払いしていただき、弊社におけるお客様情報の入力完了をもって契約が成立したものとし、お客様をPISの会員(以下「会員」といいます)として登録いたします。

第8条(本寄託契約期間および自動継続)

本寄託契約期間の有効期間(以下「本寄託契約期間」といいます)は初年度の場合、本寄託契約の成立した日から3月31日までとします。ただし、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、および第28条のいずれの事由にも該当しない場合には、本寄託契約は以後同一条件にて自動継続され、本寄託契約期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。

第9条(地金の保管)

1. 弊社は、会員との本寄託契約に基づきお預かりした地金を、寄託委任契約によるお預かりとし、弊社はお預かりした地金を、適切と判断する方法で運用いたします。
2. 弊社は、毎月末に管理者によって棚卸業務をおこなっており、また、年度末には監査法人(公認会計士)にお預かり地金の運用状況の確認業務を委託しております。

第10条(地金残高等の通知)

弊社は、本寄託契約期間における会員の3月末現在のお預かり地金残高等を4月に年1回、会員のご登録住所宛にPIS残高・配当報告書にて報告いたします。なお、会員の地金残高がない場合通知をいたしません。

第11条(預入れ地金単位)

PISにてお預かりできる地金単位は、以下の通りとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。

1. 店頭による預入れ
会員の地金残高がない場合は、5g以上1g単位とし、会員の地金残高がある場合は、1g以上1g単位とします。
2. 電話による預入れ
会員の地金残高に係わらず5g以上1g単位とします。

第12条(購入預入れ)

会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日購入預入れ受付時間内において、購入預入れお申込み時点での弊社発表小売価格にて地金を購入し、預入れることができます。なお、預入れ地金単位は第11条の規定によるものとします。

1. 店頭による購入預入れ
 - ① 受付時間
弊社営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は16時までとなります。
 - ② お申込み
弊社店頭にて弊社所定の購入預入れ手続きを行っていただきます。
 - ③ 適用価格
購入預入れお申込み時点とします。
 - ④ 決済方法
店頭にて購入預入れ代金を現金でお支払いいただきます。
 - ⑤ 発行書類
お取引完了後、購入預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。
2. 電話による購入預入れ
 - ① 受付先
弊社宝飾品部地金販売課となります。
 - ② 受付時間
弊社営業日10時から13時30分までとします。
 - ③ お申込み
弊社に電話にてお申込みをしていただき、弊社所定の購入預入れ手続きを行っていただきます。
 - ④ 適用価格
購入預入れお申込み時点とします。
 - ⑤ 決済方法
弊社指定銀行口座に購入預入れ代金を電信扱いでお申込み当日14時までにお振込みしていただきます。
 - ⑥ 発行書類
お取引完了後、購入預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を会員のご登録住

所宛に送付いたします。

3. 電話による購入預入れ利用時にかかる振込手数料は会員負担とします。
4. 購入預入れは、お申込み時に取引契約が成立し、キャンセルはできません。

第13条(地金持込み預入れ条件)

持込み地金は、以下条件を満たした場合にお預かりすることができるものとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。

1. 弊社製地金の場合
 - ① 第11条に定める地金単位であり、購入した際の証明書が原則必要であることを条件とします。
 - ② 端数がある場合、端数分を売却処理するものとし、
2. 弊社製地金以外の場合
 - ① 第11条に定める地金単位であり、グッドデリバリーパーであること、かつその地金の販売会社が発行した購入した事を証明する書類をお持ちであることを条件とします。
 - ② お預かりの際、弊社所定の持込預入手数料をお支払いいただきます。

第14条(持込み預入れ)

会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日持込み預入れ受付時間内において、既に会員が所有している前条の条件を満たしている地金を預入れることができます。なお、弊社製以外の持込み預入れの際は、弊社所定の持込預入手数料が発生するものとします。

1. 店頭による持込み預入れ
 - ① 受付時間
弊社営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は16時までとなります。
 - ② お申込み
弊社店頭にて弊社所定の持込み預入れ手続きを行っていただきます。
 - ③ 決済方法
店頭にて持込預入手数料を現金でお支払いいただきます。
 - ④ 発行書類
お取引完了後、持込み預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。
2. 電話による持込み預入れ
 - ① 受付先
弊社宝飾品部地金販売課となります。
 - ② 受付時間
弊社営業日10時から17時までとします。ただし、大阪店は16時までとなります。
 - ③ お申込み
弊社に電話にて弊社所定の持込み預入れ手続きを行っていただきます。
 - ④ 地金の発送
会員は弊社宛に第13条の地金持込み預入れ条件に該当する地金や書類を発送していただきます。
 - ⑤ 決済方法
弊社が連絡後、指定銀行口座に持込預入手数料を電信扱いで翌営業日14時までにお振込みしていただきます。
 - ⑥ 発行書類
お取引完了後、持込み預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を送付いたします。
3. 弊社は、会員が所有している地金を鑑定した結果、持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、店頭による持込み預入れはその場でその地金をお返しいたします。電話による持込み預入れの際は速やかに会員のご登録住所宛に発送いたします。
4. 持込み預入れ利用時にかかる送料、振込手数料は会員負担とします。
5. 持込み預入れは、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。
6. 会員が地金を発送し、弊社の受領前に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。

第15条(売却)

会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日売却受付時間内において、いつでもお預かり地金の売却をすることができます。売却価格は、売却お申込み時点の弊社発表税込買取価格にて算出します。

1. 店頭による売却
 - ① 受付時間
弊社営業日10時から16時までとします。
 - ② お申込み
弊社店頭にて弊社所定の売却手続きを行っていただきます。
 - ③ 適用価格
売却お申込み時点とします。
 - ④ 売却重量

売却を請求できる地金の重量は、1g以上1g単位とします。

- ⑤ 決済方法
売却代金は現金かお振込み、または小切手でのお支払いからお選びいただけます。お振込みの場合、原則として弊社がお申込みを受けた2営業日後に会員のご登録銀行口座にお振込みいたします。
- ⑥ 発行書類
お取引完了後、売却内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。

2. 電話による売却

- ① 受付先
弊社宝飾品部地金販売課となります。
 - ② 受付時間
弊社営業日10時から16時までとします。
 - ③ 適用価格
売却お申込み時点とします。
 - ④ 売却重量
売却を請求できる地金の重量は、5g以上1g単位とします。
 - ⑤ お申込み
弊社に電話にてお申込みをしていただき、弊社所定の売却手続きを行っていただきます。
 - ⑥ 決済方法
原則として弊社がお申込みを受けた2営業日後に会員のご登録銀行口座にお振込みいたします。
 - ⑦ 発行書類
お取引完了後、売却内容を記載した“地金取引報告書”を送付いたします。
3. 売却利用時にかかる振込手数料は会員負担とします。
 4. 売却は、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。
 5. 売却手数料は売却金額の1%とします。
 6. 売却の際にお預かり地金残高が1g未満の場合、全量売却とさせていただきます。

第16条(配当ボーナス)

会員は本寄託契約中の地金残高に応じて弊社所定の年率を掛けた配当重量または配当金を選択し、受けることができます。また、本寄託規約満了時点で会員の地金残高がなかった場合、配当ボーナスの対象外となります。

第17条(配当の計算方法)

1. 配当ボーナスの計算基準重量は、第8条の本寄託契約期間中における毎日の預入れ地金の残高重量を累積し、その重量を本寄託契約期間日数(365日、または閏年の場合366日)で除した平均重量(以下「平均残高重量」とします)とします。
2. 配当重量は、平均残高重量に第19条の配当率を乗じた重量を加算(小数点第4位まで算出、端数は四捨五入)します。
3. 配当金は、配当重量に昨年度の4月1日から本年度3月31日の弊社発表パラジウム地金買取価格の平均価格を乗じた金額(端数は四捨五入)とします。

第18条(配当方法)

配当方式は以下の2種類のコースのどちらかを選択していただけます。なお、「配当金コース」を選択された場合、預入れ地金の平均残高重量が500g以上になるまでは「配当重量コース」の扱いとなります。また、配当重量、配当金の通知は第10条の規定によるものとします。

「配当重量コース」

会員が本寄託契約期間満了を迎える毎に、預入れ地金の平均残高重量に応じて、第17条、および第19条に定める方式によって算出した配当重量を、会員の地金口座に加算いたします。

「配当金コース」

会員が本寄託契約期間満了を迎える毎に、預入れ地金の平均残高重量に応じて、第17条、および第19条に定める方式によって算出した配当金を、会員のご登録銀行口座にお振込みいたします。なお、その際にかかる振込手数料は、弊社負担といたします。

第19条(配当率)

配当ボーナスの配当率については寄託契約期間前に配当率を見直し、配当率のお知らせを送付いたします。

なお、本寄託契約期間中に配当率を変更することはありません。

第20条(配当方式の変更)

会員は、配当方式を「配当重量コース」または「配当金コース」へ変更する場合、本寄託契約期間満了の前々月末日までに弊社所定の手続きを行っていただけます。

第21条(届出事項の変更)

会員は、住所氏名等登録内容に変更が生じた場合またはお届けの銀行口座を変更され

る場合は、速やかに弊社に通知しなければなりません。通知が弊社に到着する前に生じた損害について弊社は一切責任を負わないものとします。

第22条(譲渡禁止)

会員は、PISの地位およびPISによる会員の債権を第三者に譲渡、質入れ担保提供等の行為をすることはできません。譲渡または担保に供したために生じた紛議等については、弊社は一切責任を負わないものとします。

第23条(お取引の中止)

為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動、その他日本市場に買い手が殺到した場合や、売り手が殺到して異常事態と弊社が判断した場合、弊社は本約款に基づくお取引を中止することができます。この場合、弊社は速やかに会員に通知し、地金の売却をいたします。なお、売却方法は第15条の規定によるものとします。

第24条(禁止事項および注意点)

会員が過去一度でも取引のキャンセル等、本約款に違反した事実がある場合は、弊社は以後のお申込みをお断りすることができます。

第25条(契約違反による契約終了)

1. 会員が以下に該当した場合、弊社は会員のご登録住所に宛てて発する書面による通知をもって、本寄託契約を解除することができます。
 - ①お申込み時に虚偽の申告をされたとき。
 - ②本約款に違反されたとき。
 - ③関係のある法令に違反したとき、または法令による命令を受けたとき。
2. 会員の解除の効力は、解除の通知を発送した時からとします。
3. 第1項の場合、弊社は地金全量を第15条に規定により売却手続きを行います。

第26条(会員の死亡による契約終了)

1. 会員が死亡され、その旨相続人からの通知が弊社に到着したときは、本寄託契約は当該日をもって終了するものとします。
2. 前項の場合、会員の相続人が弊社所定の手続きをおとりいただいたときは、弊社は地金保管残高の全重量を契約終了日の相場にて売却します。また、相続人が手続きされず、保管費用等費用が発生した場合は、地金保管残高から経費相当分の地金を売却させていただきます。

第27条(解約による契約終了)

会員は本寄託契約中所定の用紙から申し出られることにより本寄託契約をいつでも終了させることができます。会員の地金残高があった場合は全量売却とします。なお、売却方法は第15条の規定によるものとします。

第28条(不可抗力による契約終了)

天災、戦争の勃発、法令の改廃など弊社および会員の責めに帰さない事由により、本寄託契約が継続しがたい事態となった場合は、PISは当然終了するものとします。この場合、弊社は速やかに会員に通知し、地金の売却をいたします。なお、売却方法は第15条の規定によるものとします。

第29条(供託)

1. 弊社は契約終了後、お客様による受領がない場合、弊社はおお客様に対する何らの通知を要することなく、現金を東京法務局に供託することができるものとします。弊社が供託をおこなった場合、弊社のおお客様に対する責任は供託をおこなったときをもって終了するものとします。
2. 弊社の選択によって地金を一部または全量買い取り、または現金として供託することができるものとします。なお、供託に要した一切の費用は、お客様の負担となり発生した費用を差し引いて供託することができるものとします。

第30条(約款改定ならびに承認)

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
2. 本約款の内容を改定し、その内容が会員の資産に影響を及ぼすような場合、弊社が改定内容を会員に個別に通知し改定後の約款を送付します。また、改定内容が会員の従来の権利を制限する、もしくは会員に新たな義務を課すものでない場合や会員の資産に影響しない場合、弊社ホームページにて通知後、その掲載をもってこれに代えることができるものとします。
3. 弊社が前項の通知等をおこなった後、会員が本寄託契約に基づきPISを利用された場合、または所定の期日までに異議の申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、会員と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。

第31条(合意管轄)

本約款によるPISに関し、会員との間で訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

第32条(反社会的勢力排除)

弊社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。また、不当要求は断固として拒絶します。

第33条(反社会的勢力排除に関する基本方針)

弊社は、次のとおり反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、役員・社員一同これを遵守することにより弊社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。

1. 反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として対応するとともに役員・社員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、外部機関と積極的に連携しながら適正に対応します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。また、不当要求は断固として拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対して、毅然として法的対応を行います。
5. 反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。

第34条(個人情報の取り扱いについて)

弊社は、高度情報化社会における個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守するとともに、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集について
弊社が個人情報を収集させていただく場合は、利用目的、提供範囲、ご相談窓口を明示したうえで、必要最低限の個人情報といたします。
2. 個人情報の利用について
弊社は、個人情報を収集の際に示した利用目的の範囲内で、業務の進行上必要な限りにおいて利用します。
3. 個人情報の提供について
弊社が個人情報を利用目的の範囲内で、業務遂行のために他へ提供する場合には、提供先に対して個人情報の漏洩や再提供等しないよう、契約により業務づけ、適正な監督を行います。
4. 個人情報の管理について
弊社は、収集した個人情報の正確性を保ち、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん漏洩の危険を防止する適正な管理を行います。
5. 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去について
お客様がご本人の個人情報に関する開示、訂正、利用停止、消去等を希望される場合は、個人情報ご相談窓口までご連絡いただければ、弊社所定の手続きにより速やかに対応いたします。
6. 組織・体制
弊社は、個人情報統括責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。弊社は、役員および従業員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法について周知し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。弊社はこの方針を実行するため、個人情報コンプライアンス・プログラム(本方針、個人情報管理規定及びその他の規定、規則を含む)を策定し、実施し、維持し、継続的に改善していきます。

個人情報に関するお問い合わせ(個人情報ご相談窓口)

TEL：03-5577-5114／弊社営業日10：30～17：00

第35条(準拠法)

この約款に定めのない事項については日本国の法令に従います。

以上